



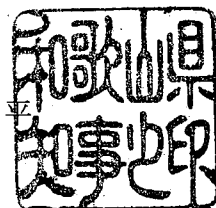
技 第 7 2 8 号

令和5年11月14日

株式会社川合組

代表取締役 川合啓介 様

和歌山県知事 岸 本 周 平



入札参加資格停止措置に係る再苦情申立てについて (回答)

貴社の令和5年9月20日付け「再苦情申立書」について、和歌山県公共工事入札監視委員会に審議を依頼したところ、別添のとおり意見書が提出されました。

この意見書の内容を尊重し、令和5年9月12日付け入札参加資格停止措置に係る苦情申立てについて (回答) の再考は行わないものと決定したので、和歌山県公共工事入札監視委員会運営要領の規定に基づき回答します。

令和5年11月8日

和歌山県知事 岸本 周平 様

和歌山県公共工事入札監視委員会

委員長 沖本 易子

再苦情申立てに対する意見書

和歌山県公共工事入札監視委員会（以下、「当委員会」という。）は、当委員会運営要領第5条第5項に基づき再苦情の申立てについて審議を行いましたので、その結果について同条第9項に基づき本意見書を提出します。

1 申立者

新宮市新町2-1-10

株式会社川合組

代表取締役 川合 啓介

2 再苦情の対象となった措置

別紙1のとおり

3 申立者からの苦情申立て

別紙2のとおり

4 当該苦情申立てに対する和歌山県知事の回答

別紙3のとおり

5 申立者からの再苦情申立て

別紙4のとおり

6 審議の経過

(1) 再苦情処理会議の開催

令和5年11月1日

(2) 審議資料

上記2～5の書類

和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱



## 7 当委員会の審議結果

当該苦情申立てに対する和歌山県知事の回答は妥当であり、本件再苦情申立ては理由がない。

## 8 理由

(1) 本件再苦情の内容は、申立者が当該措置に対し苦情申立てをしたことについて、和歌山県知事から「入札参加資格停止措置の再考は行わない」との回答がなされたが、その回答の内容には根拠が薄弱ないし論理の飛躍が著しい点があるため、本件再苦情申立てを行い、和歌山県知事に対し令和5年9月12日付け入札参加資格停止措置に係る苦情申立てについて（回答）の再考を求めるというものである。

(2) 申立書及び回答から抽出される争点は、以下のとおりである。

争点1 覆工コンクリート打設の施工管理全般の責任を負わせるが如き思考方法には納得できない。

申立人の施工管理義務の内容を具体的に明示すべきである。

争点2 空洞の発生は、未だ原因の特定に至っておらず、申立人の過失によるものとは言い切れない。

争点3 測量・掘削、一次覆工、防水工、二次覆工のうち、測量・掘削、一次覆工、防水工の下請が入札参加資格停止の措置をとられていないのは平等原則に反するので納得できない。

(3) これらについて、以下、苦情の申立ての判断に必要な範囲で、苦情申立ての理由の当否を検討する。

### ア 争点1について

建設業法第26条の規定により配置される監理技術者等に関する制度を的確に運用するため「監理技術者制度運用マニュアル」が国土交通省から発出されている。本マニュアルにおいて、元請の監理技術者と下請の主任技術者の職務について整理されており、下請の主任技術者の役割は、請け負った範囲の建設工事の施工管理であり、職務として元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成、請け負った範囲の建設工事の進捗確認、請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認、元請への施工報告、現場作業に係る実地の技術指導などを行うこととされている。

さらに、トンネル覆工コンクリート打設については、設計図書である土木工事共通仕様書第10編道路編第6章トンネル（NATM）第5節覆工において、覆工

コンクリートの打込みにあたりコンクリートが分離を起こさないよう施工すること、コンクリートの締固めにあたっては棒状バイブレータを用い打込み後速やかに締め固めなければならないことなどが示され、また元請が作成した施工計画書においても、覆工コンクリートに発生しやすい不具合として、天端コンクリートの空洞発生や充填不足が懸念されるとし、その対策として、クラウン部に「打設孔」を6箇所、肩部に「伸縮式バイブレーター」6基を追加するなどの具体的な技術提案が詳細に記載されている。

以上のことから、トンネル覆工コンクリート打設を請け負った申立人の主任技術者には、施工内容、工程、技術的事項、設計図書の内容を把握したうえで施工要領書等を作成し、覆工コンクリート打設において充填や締固めが十分なされるよう技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督をする施工管理上の義務があった。

しかしながら、現時点で調査が完了している部分に広範囲で空洞が確認されるような施工不良が発生していることからすれば、申立人の主任技術者が上記義務を履行したとは言えず、主任技術者を配置している申立人に過失があることは明白である。

#### イ 争点2について

トンネルの覆工コンクリートにおいて広範囲に空洞が発生している現状からすれば、空洞発生の原因は自然現象や前工程の不具合による不可抗力によるものではなく、覆工コンクリート打設において適切に充填及び締固めが行われていなかったことが主たる原因であるとしか考えられないことから、施工した申立人の過失の存在は明白である。

#### ウ 争点3について

掘削、一次覆工、防水工を担当した下請業者は、そもそも和歌山県の入札参加資格を有しておらず、何ら平等原則には反しない。

なお、当該入札参加資格停止について責めを負うべき下請負人は認められていないことは、令和5年9月12日付回答、第2項(4)記載のとおりである。

(4) 以上によれば、苦情申立ての理由はいずれも容認できず、本件再苦情申立てには理由がない。

#### 9 結論

よって、当委員会は、当該苦情申立てに対する和歌山県知事の回答は妥当であり、

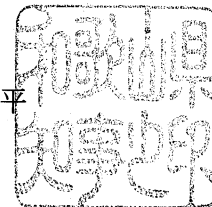
本件再苦情申立ては理由がないと判断するものである。



技 第 5 5 6 号  
令和 5 年 8 月 28 日

株式会社川合組  
代表取締役 川合 啓介 様

和歌山県知事 岸 本周 平



### 入札参加資格停止通知書

この度、下記のとおり、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づき入札参加資格停止措置を行うこととしましたので、通知します。今後は、かかる事態が生じることのないよう十分注意願います。

#### 記

1 入札参加資格停止期間

令和 5 年 8 月 29 日から令和 5 年 11 月 28 日までの 3 か月間

2 入札参加資格停止理由

東牟婁振興局新宮建設部発注の長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事の下請負人として、粗雑工事を行ったため。

3 適用条項

和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱  
別表第 1 第 1 項第 2 号

別表第 1 事故等に基づく措置基準

（過失による粗雑工事等）

- 1 建設工事等の実施に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。
- (2) 県発注工事において、発注機関の調査で施工不良等の不備が認められるとき。（かしが軽微であると認められる場合、又は原則として工事施工中の場合を除く。）

当該認定をした日から 3 か月

4 その他

入札参加資格停止期間中は、県発注の全ての建設工事等の入札参加及び下請けは出来ません。

技第556号

# 苦情申立書

令和5年8月31日

和歌山県知事

岸本 周平 様

申立人株式会社川合組代理人

弁護士 片山 眞洋

弁護士 小林 大輝

〒514-0033

三重県津市丸之内34-5 津中央ビル3階

弁護士法人片山総合法律事務所（送達場所）

TEL 059-073-5077

FAX 059-273-5078

## 第1 申立の趣旨

令和5年8月28日付け技第556号和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱別表第1第1項第2号に基づく入札参加資格停止（令和5年8月29日から令和5年11月28日までの3か月間）の再考を求める。

## 第2 申立の理由

### 1 申立人に「過失」はない

(1) 申立人職員は、巻厚が不足しているのではないかと元請会社に対して再三にわたって報告し、元請会社からは現状のまま施工するよう強く指示された経緯がある。



当然のことながら、申立人職員は、元請会社から正式に指示がされたのでそれが正しい対応だと理解し業務を継続した。

(2) そもそも、申立人は、第4次工程に関わっていたにすぎない。

第1次～第3次工程には全く関わっていない。

本件は、掘削に不具合があった事案であって、申立人は、掘削に全く関わっていない。

第4次工程においても、申立人は覆工コンクリート工において打設手間のみを請け負い、セントルの位置出しのための測量や出来形計測は元請会社が行う取り決めであった。(下請約款17条2号3)

(3) 元請会社は、共通仕様書等に定められた発注者による確認・立会を全ての工程において当然に受けたうえで次工程に進んでいると申立人は理解していた。

(4) 以上の業務体制、内容、経緯から、申立人に本件における過失、すなわち何らかの注意義務違反等を問うことはできない。

2 仮に万が一、和歌山県建設工事等契約にかかる入札参加資格停止等措置要綱(以下「本要綱」という)別表第1第1項第2号「過失による粗雑工事等」に該当するとしても、本要綱第7条3項の「情状酌量すべき特別の事由」があると判断されるべきである。

本件は、掘削に異常があったことが原因であり、掘削作業において測量ミスや地山の監視を怠ったため地山の変異を見落としたことに起因する。要は、掘削をやり直すなど



の対策をとるべきであったにもかかわらずそれを怠ったことが問題である。

申立人は、下請の立場から、単に第4次工程に関わったにすぎず、掘削に関わっていない。

申立人は、覆工コンクリート工において、コンクリート打設のみを請け負ったにすぎない。

以上の申立人の地位、立場、業務内容からすれば、本件において「情状酌量すべき特別の事由」があると判断されるべきである。

- 3 さらに、仮に万が一、本要綱別表第1第1項第2号「過失による粗雑工事等」に該当するとしても、申立人は本要綱第7条5項の「自主的に協力した入札参加者」に該当すると判断されるべきである。

というのは、申立人は、和歌山県に対し、本件事案解明のために積極的に協力しており、その結果、発注者も認識していなかった側壁部の巻厚不足が判明されたといえるからである。

元請会社は、本件を隠蔽しようとした経緯があるようであるが、他方、申立人は、本件事案解明に積極的に協力しており、この点は十分考慮されるべき事柄である。

- 4 加えて、下請数社のうち、第4次工程に加わった申立人だけが指名停止措置を受けており、平等原則に反する。
- 5 以上から、申立人には、本件につき「過失」がなく指名停止の根拠がない。

仮に万が一、本要綱別表第1第1項第2号「過失による粗雑工事等」に該当するとしても、本要綱第7条3項及び

5項を適用して、3か月の指名停止は1か月半程度に短縮されるべきである（元請会社が原則停止期間である3か月の2倍の6か月となっているのは当然としても、下請会社にすぎない申立人が原則の3か月の指名停止となっているのは、前述した理由から均衡を失っており裁量権の逸脱があると解する）。

以上

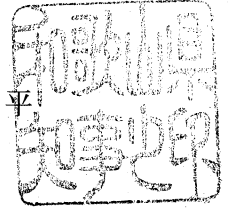
技 第 594 号

令和5年9月12日

株式会社川合組

代表取締役 川合啓介 様

和歌山県知事 岸本周 平



入札参加資格停止措置に係る苦情申立てについて（回答）

貴社の令和5年8月31日付け「入札参加資格停止措置に対する苦情申立書」に対し、下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服がある場合には、和歌山県知事に対して、令和5年9月22日までに書面により再苦情申立てをすることができます。その場合には、別添の和歌山県入札監視委員会運営要領第5条第3項に規定する書面（別記様式5）を県土整備部技術調査課へ提出してください。

## 記

## 1 回 答

申立人が一次下請けとして直接施工したトンネルの覆工コンクリートにおいて、広範囲にわたり空洞が存在し厚さが不足している施工不良が認められるため、令和5年8月28日付け技第556号による入札参加資格停止措置の再考は行わない。

## 2 理 由

## (1) 苦情申立書第2 1について

本件において、申立人は建設業法第26条及び同法第26条の4の規定に基づき当該下請工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該下請工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない専任の主任技術者を配置する必要がある。

また元請会社から提出された施工体制台帳において申立人の技術者が専任の主任技術者として届け出られている。

さらに元請会社との工事下請負基本契約書第18条3に「建設業法等の法令の定めに従って、施工技術上の管理をつかさどる主任技術者を工事現場ごとにおく」と定められていることから、申立人は覆工コンクリート打設の施工管理を行わなければならない。元請負人から指示があったとはいえ、広範囲に覆工コンクリート厚が不足するであろうことを予見した上で施工を行ったことや空洞を発生させた施工不良の責任は明白である。

以上の理由により、申立人に過失があったことは明白である。

## (2) 苦情申立書第2 2について

(1)の理由のとおり「情状酌量すべき特別な事由」には当たらない。

(3) 苦情申立書第2 3について

和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（以下「措置要綱」という。）第7条第5項の「自主的に協力した入札参加者」とは、措置要綱別表2第2項（独占禁止法違反）又は第3項（談合等）に該当した場合の特例であり、措置要綱別表1第1項（過失による粗雑工事等）は対象外である。

(4) 苦情申立書第2 4について

申立人に対する入札参加資格停止の措置は前述の理由のとおりであり他の業者とは関係はない。

なお、現状、下請業者3者に調査を行った結果、当該入札参加資格停止について責めを負うべき下請負人は認められていない。

(5) 苦情申立書第2 5について

措置要綱上、粗雑工事は元請負人下請負人に関係なく3か月と規定されており、以上の理由により停止期間の短縮は適用されない。

# 再 苦 情 申 立 書

令和5年9月20日

和歌山県知事 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

住 所 和歌山県新宮市新町二丁目1番地10

電 話 番 号 0735-29-7518

商 号 株式会社川合組

代表者氏名 川合啓介

上記代理人 弁護士 片山 眞洋

弁護士 小林 大輝

〒514-0033

三重県津市丸の内34-5 津中央ビル3階

弁護士法人片山総合法律事務所（送達場所）

TEL 059-273-5077

FAX 059-273-5078

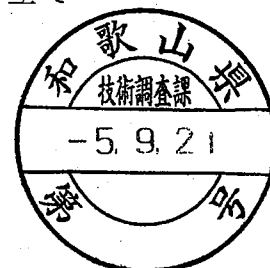
2 再苦情申立ての対象となる工事名

令和2年度 県債道改交金第145号

長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事

3 申立事項

令和5年9月12日付け入札参加資格停止措置に係る苦情申立て  
について（回答）の再考を求める。



#### 4 3の申立の根拠となる事項

令和5年9月12日付け入札参加資格停止措置に係る苦情申立てについて（回答）（以下「回答書」という）の理由欄には根拠が薄弱ないし論理の飛躍が著しい点がある。

##### （1）回答書2（1）に関して

第3段落に明らかな飛躍がみられるので詳述する。

（ア）第1段落 申立人には、建設業法第26条及び同法第26条の4の規定に基づき、専任の主任技術者を配置する必要があるとあるが、申立人は専任の主任技術者を配置しており、この点違法性はない。

（イ）第2段落 元請会社から申立人の技術者が専任の主任技術者として届けられているとあるが、事実そのとおりであり、この点違法性はない。

（ウ）第3段落（番号は申立人が振った）

（あ）①工事下請負基本契約書第18条3に「建設業法等の法令の定めに従って、施工技術上の管理をつかさどる主任技術者を工事現場ごとにおく」と定められているから、

②申立人は覆工コンクリート打設の施工管理を行わなければならない、

③元請人からの指示があったとはいえ、広範囲に覆工コンクリート厚が不足するであろうことを予見した上で施工を行ったことや空洞を発生させた施工不良の責任は明白である。

④以上の理由により、申立人に過失があったことは明白である。

上記の論理は、①18条3に主任技術者をおく、から、②覆工コンクリート打設の施工管理をおこなわなければならない、③施工不良の責任は明白である。よって、④過失があったことは明白である

とある。

(い) まず、①主任技術者をおくことから、どうして、②覆工コンクリート打設の施工管理全般をおこなわなければならないと直ちに導けるのか。

また、元請会社との工事下請負基本契約書第17条2項3号からは、セントルの位置だしのための測量や出来形計測は元請会社が行うことになっている。

申立人が負うのはあくまで、覆工コンクリートの打設にすぎない。にもかかわらず、元請会社との工事下請負基本契約書第18条3を根拠に、申立人に覆工コンクリート打設の施工管理全般を負わせるのは明らかに飛躍がある。

元請会社との工事下請負基本契約書第17条2項3号を考慮すると、申立人に覆工コンクリート打設の施工管理全般の責任を負わせるのは無理がある。仮に、県の論理構造をとるとしても、本件において申立人には、具体的にどのような施工管理義務があったのかを具体的に述べるべきである。

繰り返すが、申立人に覆工コンクリート打設の施工管理全般の責任を負わせるが如き思考方法には断じて納得できない。

回答書が説得力を欠くには、要は、申立人の施工管理義務の内容を具体的に明示しないからである。

(う) ①→②で飛躍が著しいので、③も全く説得力を欠くものである。

また、③それ自体もどうして、申立人が広範囲に覆工コンクリート厚が不足するであろうことを予見した上で施工を行ったことや空洞を発生させた施工不良の責任は明白であるといい切れてしまうのか。全く疑問である。要は、結論を先取りして述べているにすぎない。

ここでも、②の申立人の施工管理義務は具体的にこのようなものであり、③この義務に具体的にこのように反しているとの記載がないため全く説得力がない。

(え) 繰り返すが、申立人の施工管理義務の内容は、本件ではせいぜいに覆工コンクリート工における打設にすぎず、県が暗黙に前提としている広範な施工管理義務などはない。

むしろ、広範な施工管理義務を負っているのは、元請会社であるのは明らかである。

これは、元請会社との工事下請負基本契約書第17条2項3号の各規定や実際上の工程（測量・掘削、一次覆工、防水工、二次覆工のうち、申立人は二次覆工にしか関わっていないこと）、本件の原因は、一測量・掘削がいい加減であったことなどからも裏付けられる。

(お) さらに、補足すると、測量・掘削をコントロールできるのは、元請会社であり、元請会社が責任を負うには当然ではあるが、発注者である県も測量・掘削、一次覆工、防水工などの段階で検査、確認をしていたはずである。そうすると、発注者も元請会社の杜撰な測量・掘削を見抜けなかった責任があるというべきであって、どうして、二次覆工のみを行った申立人が全面的に責任を負うのか、均衡を失している（なお、発注者である県が、測量・掘削、一次覆工、防水工などの段階において検査、確認を怠っていたというのであれば、それこそ監督責任を問われるべき問題とってよい）。

(か) 以上、要するに、回答の①→②→③は、論理的にも実際上も到底耐えうるものではない。さらに、③責任は明白である→④過失があったことは明白とあるが、飛躍も著しい。③施工不良の責任がどうして、④直ちに過失と結論づけられるのか。責任は何であるのか、過失の中身は一体何であるのか、もう少し丁寧な論理を踏まえてい



ただきたい。

(き) 申立人としては、本件において、施工管理全般の義務はないと解しており、それゆえ、本件においても施工管理義務違反はないものと考えているので再度の苦情申立てを行う。

県は、もう少し丁寧な論理を踏まえた回答を行っていただきたい。このままだと理由が明らかに不備である。

(く) 空洞の発生は、未だ原因の特定に至っておらず、申立人の過失によるものとは言い切れない。

自然現象や前工程の不具合による不可抗力である可能性も否定できないうちに先行して処分が行われるのはいかなものか。

(掘削の出来形が明らかにおかしいにもかかわらず掘削を請け負った下請け業者に責任が及ばないのであれば、空洞の発生の責任がならずしも下請である申立人に及ぶわけではない。)

(2) 回答書 2 (2) に関して

(1) の理由のとおり「情状酌量すべき特別な事由」に当たらないとあるが、前述したとおり、回答書 2 (1) は理由になっていない、ないし理由不備があるので、この回答には納得できない。

(3) 回答書 2 (4) に関して

測量・掘削、一次覆工、防水工、二次覆工のうち、測量・掘削、一次覆工、防水工の下請が入札参加資格停止の措置をとられていないのは平等原則に反するので納得できない。

本件は、測量・掘削が杜撰であったことが原因であり、その後の一次覆工、防水工でもこの点の確認は十分にできたはずであり、また、発注者である県の検査、確認により、本件の原因を早期に把握できたはずだからである。

これを二次覆工にすぎない申立人のみに責任を負わすのは明らかに

均衡を失っており裁量権の逸脱がある。

回答書は結論先取りの内容である。どうして他の下請が責任を問われないのか、具体的に述べる必要があり、ここでも理由不備がある。

以上

## 添 付 資 料

### 1 工事下請負基本契約書